

○国土交通省告示第八十号  
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号の規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。  
平成三十年一月十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第二 荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法 一・二 （略）	第二 荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法 一・二 （略）
三 前二号の規定によつて構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからホまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからホまでに定める方法によつて計算を行わなければならぬ。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからホまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあつては、この限りでない。	三 前二号の規定によつて構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからニまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める方法によつて計算を行わなければならぬ。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからニまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあつては、この限りでない。
イ・二 （略）	イ・二 （略）

ホ

令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域以外の区域  
(新設)

(同条第一項に規定する垂直積雪量が○・一五メートル以上である区域に限る)内にある建築物(屋根版を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたものを除く。)が特定緩勾配屋根部分(屋根勾配が十五度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが十メートル以上の屋根の部分をいう。以下同じ。)を有する場合 特定緩勾配屋根部分に作用する荷重及び外力(積雪荷重にあっては、同条に規定する方法によつて計算した積雪荷重に次の式によつて計算した割り増し係数を乗じて得た数値(屋根面における雨水が滞留するおそれのある場合にあつては、当該数値にその影響を考慮した数値とする。)に対して、特定緩勾配屋根部分及び特定緩勾配屋根部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。

$$\alpha = 0.7 + \sqrt{\frac{dr}{\mu b}}$$

この式において、 $\alpha$ 、 $dr$ 、 $\mu b$ 及び $d$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha$  割り増し係数(当該数値が一・〇未満の場合には、一・〇)

$dr$  特定緩勾配屋根部分の最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配に応じて、次の表に掲げる数値(単位 メートル)

最上端から最下端までの水平投影の長さ(単位 メートル)	屋根勾配(単位 度)	$dr$ の数値
一〇	二以下	○・〇五
一五	○・〇一	○・〇一
二以下	○・一四	○・一四
一五	○・〇三	○・〇三
五〇以上		

この表に掲げる最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配の数値以外の当該数値に応じた $dr$ は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

$\mu b$  令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数

$d$  令第八十六条第一項に規定する垂直積雪量(単位 メートル)

## 附 則

- この告示は、平成三十一年一月十五日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 国土交通大臣は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この告示による改正後の平成十九年国土交通省告示第五百九十四号の定めるところにより、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の十第一項の認定を行うことができる。この場合において、当該認定は、施行日にその効力を生ずる。

- 国土交通大臣は、施行日前においても、前項の規定による認定を受けた型式について、建築基準法第六十八条の十一第一項の認証を行うことができる。この場合において、当該認証は、施行日にその効力を生ずる。